

19文科生第460号
平成19年12月25日

各都道府県知事 殿
各都道府県教育委員会教育長

文部科学省生涯学習政策局長
加茂川 幸夫

(印影印刷)

校地・校舎の自己所有を要しない専修学校等設置事業の全国展開について

標記の特例措置については、平成17年4月28日付文科生第87号文部科学省生涯学習政策局長通知「構造改革特別区域基本方針に基づく特例措置について（通知）」において、特例措置の内容について通知していたところですが、構造改革特別区域推進本部決定により、全国展開することとされました。

については、当該決定を踏まえ、今後は下記のとおり取り扱うこととしますので、専修学校等（専修学校及び各種学校をいう。以下、同じ。）の設置認可を行うに当たっては、より弾力的な取り扱いが可能となりますのでお知らせします。

また、各都道府県知事及び教育委員会におかれては、所轄の学校法人及び準学校法人等に対しても、本通知の内容についてご周知くださいますようお願いいたします。

<本件担当>

文部科学省生涯学習政策局生涯学習推進課
専修学校教育振興室 専修学校第一係
電話：03-5253-4111
(内線2939)

記

1 専修学校等の設置を目的とする学校法人若しくは準学校法人の寄附行為の認可について

専修学校等の設置を目的とする学校法人若しくは準学校法人を新設する場合、校地及び校舎については、昭和25年3月14日付文管庶第66号文部次官通達「私立学校法の施行について」の三「準学校法人の認可基準について」及び昭和35年5月26日付文部省管理局長通達「準学校法人の認可基準の解釈および運用について」別紙I1

(2)において、「原則として負担附(担保に供せられている等)又は借用のものでないこと」としている一方で、「特別の事情があり、そして教育上支障がないことが确实と認められる場合には、この限りではない。」等としており、一定の場合に校地及び校舎を借用すること等が認められている。

都道府県知事が、専修学校等の設置を目的とする学校法人若しくは準学校法人の寄附行為の認可(既存の寄附行為の変更の認可を含む。)を行うに際し、この「特別の事情があり、そして教育上支障がないことが确实と認められる場合」としては、学校経営の安定性・継続性が担保できる見込みがあることを前提に、以下のような事例を含むこと。

- (1) 長期にわたり校地及び校舎を使用できる保証がある借用であること。なお、国、地方公共団体等からの借用に限らず、民間からの借用であっても差し支えないこと。
- (2) 学校等が目指す教育内容を実現するために、校地及び校舎を短期借用しなければならないやむを得ない理由がある場合には、長期にわたる使用保証が得られなくても差し支えないこと。

2 専修学校等の設置認可について

専修学校等の校地及び校舎等については、昭和51年1月23日付文管振第85号文部事務次官通達「学校教育法の一部を改正する法律等の施行について」第五5(2)、

(3)、(4)及び昭和31年12月27日付文管振第453号文部事務次官通達「各種学校規程の制定について」2の「第九条について」において、原則として自己所有とすることが望ましいとされているが、これらの通達は、校地及び校舎の自己所有につき例外的な取扱いを認めないという趣旨ではなく、認可権者において学校経営の安定性・継続性が担保できる見込みがあることを前提に、前記1に掲げる事例もその内容に含まれること。